【新型コロナウイルス感染拡大防止措置(継続)(バリ州政府:4 月 30 日公表)】

令和2年5月1日(総20第61号) 在デンパサール日本国総領事館

- ●4月30日、バリ州知事は州民に対し、引き続き、自宅での活動を奨励し、大勢の人が集まる 行事を控えるよう要請しました。また、輸送や医療活動、外国人の帰国等の場合を除き、州内 外の移動を削減し、または延期するよう要請しました。
- 同日、バリ州知事は、さらに追加的な措置として東ジャワ州及び西ヌサ・トゥンガラ州との海上交通を通じた帰省禁止措置を徹底するために港湾における出入域を一部の例外を除き原則禁止することを発表しました。
- ●今後の状況の変化により、さらに追加的な措置等が執られる可能性がありますので、引き続き、最新情報の入手に努めるとともに、感染の予防に努めてください。
- 1 4月30日(木)、バリ州知事は州民に対し、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、引き続き、人との接触や大勢の人が集まる活動を控えるよう要請しました。出来るだけ自宅で過ごし、大勢の人出を伴う宗教活動や伝統行事も控えるよう呼びかけました。
- 2 また、バリ州政府の真剣な取り組みを踏まえ、州内外への往来を削減しあるいは延期するよう要請しました。ただし、本件要請は、緊急の必要性がある場合や自国に帰る外国人は対象とせず、また物資の輸送、医療や治安活動及び政府の公務には適用されないとしています。これらの要請は、4月30日から5月30日まで有効であるとしています。
- 3 同日、バリ州知事は、さらに追加的な措置として東ジャワ州及び西ヌサ・トゥンガラ州との海上交通を通じた帰省禁止措置を徹底するために港湾における出入域を物資の輸送、医療や治安活動及び政府の公務、出発地の警察署が発行した帰省証明書を携行する一般旅客等といった一部の例外を除き原則禁止することを発表しました。この措置は5月1日から次に新たな措置を講ずるまでの間有効であるとしています。
- 4 バリ州に滞在する邦人の皆さまにおかれては、今後の状況の変化により、さらに追加的な措置等が執られる可能性がありますので、最新情報の入手に努めるとともに、感染の予防に努めてください。

(参考)バリ州知事の要請(骨子)(仮訳)

- 1)州民に対し、他者との接触や大勢の人との集まりを控え、他者との距離を保つことを要請する。また、戸外での活動を減らし、自宅で仕事や学習及びお祈りを行うことを求める。
- 2)多くの人が参加する伝統行事や宗教活動を行わないよう要請する。
- 3) バリ州政府は、現在、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、出来るだけ早くバリの状況を元に戻すために、真剣かつ集中的な努力を継続している。

- 4)この関連で、州民に対し、真に緊急な必要性がある場合及び自国に帰ろうとする外国人を除き、州内外への往来を削減しあるいは延期するよう要請する。
- 5)この要請は、物資の輸送、医療活動、治安活動、中央及び地方政府による公務には適用されない。
- 6) バリへの入り口(空港、港湾)の関係機関に対し、規則に沿って乗客の往来に対する警戒をより一層強化するよう求める。
- 7) 本件要請は、4月30日から5月30日まで有効である。